

第4章 土地収用法に基づく不服申立てに関する意見の申出等

平成23年度末までに公害等調整委員会が行った意見の申出等は1,055件であり、その内訳は、土地収用法に基づく国土交通大臣（平成13年1月5日までは建設大臣。以下同じ。）に対する意見の申出が1,045件、森林法に基づく農林水産大臣に対する意見の申出が2件、鉱業に関する掘採制限の決定に対する承認が1件、採石権の設定等の決定に対する承認が7件となっている。このうち、土地収用法に基づく国土交通大臣に対する意見の申出について、処分の種類別に見ると、事業認定に関する処分を不服とするものが237件（うち処分庁が都道府県知事であるもの19件、国土交通大臣（土地収用法施行規則第26条の規定に基づき、地方整備局長及び北海道開発局長に権限が委任された場合を含む。）であるもの218件）、収用委員会の裁決を不服とするものが808件となっている。

平成23年度に公害等調整委員会に新たに係属した事案は14件であり、これらに前年度から繰り越された8件を加えた計22件が23年度に係属した。このうち、16件が23年度中に処理（取下げ1件を含む。）され、残りの6件は24年度に繰り越された。なお、23年度に係属した22件は、すべて土地収用法に基づく国土交通大臣に対する意見の申出事案となっている。

第1節 平成23年度において終結した意見の申出事案

平成23年度に処理された意見の申出事案の概要は、次のとおりである。

- 1 千葉市起業、千葉都市計画道路事業3・6・88号千葉港黒砂台線に関する審査請求（平成22年（イ）第11号事件）
 - (1) 根 拠 法 土地収用法
 - (2) 処 分 庁 千葉県収用委員会
 - (3) 処 分 の あ っ た 日 平成22年4月23日
 - (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
 - (5) 審 査 請 求 人 関係人1人
 - (6) 審 査 請 求 の あ っ た 日 平成22年5月26日
 - (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
 - (8) 意 見 照 会 の 受 付 日 平成22年10月13日
 - (9) 回 答 日 平成23年4月1日
 - (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

- 2 兵庫県起業、中播都市計画道路事業3・5・204号本龍野富永線に関する審査請求（平成22年（イ）第12号事件）
 - (1) 根 拠 法 土地収用法

- (2) 処 分 庁 兵庫県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成21年12月8日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 関係人2人
- (6) 審査請求のあった日 平成22年1月7日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成22年12月21日
- (9) 回 答 日 平成23年4月15日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

3 足寄町起業、足寄都市計画事業足寄市街地区土地区画整理事業に関する審査請求
(平成22年(イ)第13号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 北海道収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成21年4月24日
- (4) 処 分 の 内 容 補償裁決
- (5) 審 査 請 求 人 関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成21年5月22日
- (7) 審査請求の内容 補償裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成22年12月21日
- (9) 回 答 日 平成23年4月1日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

4 品川区起業、東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第18号線に関する審査請求
(平成23年(イ)第1号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 東京都収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成22年3月25日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成22年4月23日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成23年2月9日
- (9) 回 答 日 平成23年6月29日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

5 埼玉県起業、一般国道125号改築工事（加須羽生バイパス・埼玉県加須市地内）に関する審査請求

（平成23年（イ）第2号ないし第4号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 埼玉県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成22年7月7日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者4人
- (6) 審査請求のあった日 平成22年8月5日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成23年2月9日
- (9) 回 答 日 平成23年6月29日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、いずれも理由がないものとする。

6 石川県起業、犀川辰巳治水ダム建設事業に関する審査請求

（平成23年（イ）第5号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 石川県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成21年10月19日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者等68人
- (6) 審査請求のあった日 平成21年11月10日～26日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成23年3月17日
- (9) 回 答 日 平成23年8月1日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、いずれも理由がないものとする。

7 小郡市起業、市道大保・今隈10号線改築工事に関する審査請求

（平成23年（イ）第6号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 福岡県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成22年5月14日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 関係人5人
- (6) 審査請求のあった日 平成22年6月18日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成23年5月19日
- (9) 回 答 日 平成23年9月21日

(10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

8 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構起業、北陸新幹線長野・金沢間線路建設工事及びこれに伴う市道付替工事に関する審査請求

(平成23年(イ)第8号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 富山県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成23年2月16日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 関係人2人
- (6) 審査請求のあった日 平成23年3月14日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成23年6月30日
- (9) 回 答 日 平成23年11月24日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。なお、本件権利取得裁決及び明渡裁決には、審査請求人Aに関する損失補償について考慮すべき点があったと認められるので留意されたい。

9 奈良市起業、奈良国際文化観光都市建設計画に関する審査請求

(平成23年(イ)第9号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 奈良県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成23年1月24日
- (4) 処 分 の 内 容 明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成23年2月24日
- (7) 審査請求の内容 明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成23年6月30日
- (9) 審査請求の取下げ 平成23年7月14日
- (10) 意見照会の取下げ 平成23年7月22日

10 国土交通省中国地方整備局起業、高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線新設工事に関する審査請求

(平成23年(イ)第10号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 広島県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成21年7月28日

- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者10人
- (6) 審査請求のあった日 平成21年 8 月 25 日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成23年 6 月 30 日
- (9) 回 答 日 平成23年10月14日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

11 神戸市起業、神戸国際港都建設道路事業3. 3. 13号山手幹線に関する審査請求
(平成23年(イ)第11号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 兵庫県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成21年 3 月 24 日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者兼関係人 1 人
- (6) 審査請求のあった日 平成21年 4 月 21 日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成23年 7 月 13 日
- (9) 回 答 日 平成23年11月30日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

12 沖縄県起業、新石垣空港整備事業、これに伴う附帯工事並びに一般国道390号及び農業
用道路付替工事に関する審査請求

(平成23年(イ)第12号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 沖縄県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成22年 6 月 17 日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者 1 人
- (6) 審査請求のあった日 平成22年 8 月 23 日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成23年 9 月 5 日
- (9) 回 答 日 平成24年 1 月 16 日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

13 大阪府起業、東部大阪都市計画道路事業3・5・227-37号大阪瓢箪山線に関する審査請求

(平成23年(イ)第13号及び第14号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 大阪府収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成23年3月8日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人及び関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成23年4月7日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成23年10月20日
- (9) 回 答 日 平成24年2月9日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

第2節 係属中の意見の申出事案

平成24年度に繰り越された意見の申出事案の概要は、次のとおりである。

1 愛知県起業、名古屋都市計画下水道事業新川東部流域下水道に関する審査請求

(平成23年(イ)第7号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 愛知県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成23年1月24日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者兼関係人2人
- (6) 審査請求のあった日 平成23年2月18日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成23年5月19日

2 前橋市起業、前橋都市計画事業北部第三土地区画整理事業に関する審査請求

(平成23年(イ)第15号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 群馬県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成23年3月18日
- (4) 処 分 の 内 容 補償裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成23年4月15日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 補償裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成23年12月22日

3 神戸市起業、神戸国際港都建設道路事業3.3.13号山手幹線に関する審査請求

(平成23年(イ)第16号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 兵庫県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成23年7月26日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人及び関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成23年8月29日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成23年12月22日

4 あま市起業、名古屋都市計画道路事業 3.4.804 号五条高校線に関する審査請求

(平成24年(イ)第1号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 愛知県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成23年8月4日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人及び関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成23年9月7日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成24年2月2日

5 徳島県起業、県道大井南線改良工事及び阿南市道柳ノ久保堤防線工事に関する審査請求

(平成24年(イ)第2号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 徳島県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成22年3月29日
- (4) 処 分 の 内 容 道路法70条1項に規定する損失の補償についての裁決
- (5) 審 査 請 求 人 関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成22年4月28日
- (7) 審査請求の内容 補償裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成24年3月13日

6 静岡県起業、主要地方道島田吉田線(仮称大井川新橋)地方道路交付金事業に関する 審査請求

(平成24年(イ)第3号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 静岡県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成23年9月7日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成23年10月3日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成24年3月13日